

1. はじめに

(1) 地区防災計画制度について

平成 23 年に発生した東日本大震災においては、行政自体も被災したため、行政による「公助」が十分に行き届かず、自助・共助の重要性が認識された。しかし、自助・共助にも限界があり、自助・共助・公助がうまくかみ合わないと、大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが強く認識された。

この教訓を踏まえて、平成 25 年に災害対策基本法が改正され、地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から、一定地区の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」という。）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設された。

この制度は、「自助・共助」による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を向上させるため、地区居住者等が地区防災計画を市町村地域防災計画に定めることを提案できるものである。

札幌市防災会議では、法第 42 条第 3 項及び第 42 条の 2 に基づき、必要があると認めるときは、地区居住者等が作成する地区防災計画を札幌市地域防災計画に定めることとしている。

○災害対策基本法(抜粋)

第四十二条（１、２略）

- 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

第四十二条の二 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。（略）

○札幌市における地区防災計画の規定方法

- 1 札幌市防災会議が、地域の意向を踏まえつつ、地域コミュニティにおける防災活動計画を地区防災計画として札幌市地域防災計画に規定する方法（法第四十二条第 3 項）
- 2 地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成し、札幌市防災会議に対して提案を行い、その提案を受け札幌市防災会議が、札幌市地域防災計画に地区防災計画を定める方法（法第四十二条の二）

(2) 事例集について

本事例集は、過年度に地区防災計画として策定済みのモデル地区の一覧と、令和 5 年度に実施の札幌市防災会議にて札幌市地区防災計画に位置付けられたモデル地区の取り組み事例を取りまとめたものである。

他地区での今後の取り組みの参考となるよう、各地区の特性、地区防災計画の作成に関わる活動、計画の概要を掲載している。